

2018 年度

# 運輸安全報告書



株 式 会 社 中 田 運 送

## 目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P.3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	P.3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)	P.3
4. 安全管理規定	P.4
5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置	P.4
6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	P.5
7. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	P.6
8. 安全統括管理者に係る情報	P.6
9. 運転者・運行管理者・整備管理者に係る情報	P.6
10. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P.7
11. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P.7
12. 行政処分の公表	P.7
(別紙1)『安全管理規定全文』	P.8
(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』	P.13
(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』	P.14

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、輸送の安全向上を最優先課題とし、お客様から満足いただけるように、常に安全で楽しい旅を提供いたします。

- ①安全運行は全ての業務に優先する
- ②交通ルールの厳守の徹底（特に制限速度の遵守）
- ③基本動作チェックリストの遵守

### 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

次の3項目を重点取組み事項として、有責事故件数を前年よりも削減します。

- ①有責人身事故ゼロ
- ②物損事故前年比50%削減
- ③ヒヤリ・ハットの積極な情報提供と活用

平成30年度輸送の安全に関する目標の達成状況

- ①有責人身事故ゼロ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件（達成）
- ②物損事故前年比50%削減<昨年度3件>・・・・・・・・3件（未達成）
- ③ヒヤリ・ハットの積極的な情報提供と活用・・・・・・・・収集不足（未達成）

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成30年度自動車事故報告規則第2条に規定する事故は下記の通りです。

重大事故発生件数 0件

種別	転覆	転落	火災	踏切	死傷	その他	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	0	0	0	0	0

#### 4. 安全管理規定

(別紙1)『安全管理規定』参照

#### 5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

①高機能デジタルタコメーターの設置

(デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型)

②貸切バス ASV 搭載車両の充実 (全 11 台中 4 台)

③居眠り防止装置の全車設置

④国土交通省認定セミナー受講

(ガイドラインセミナー・リスク管理セミナー・内部監査セミナー)

⑤輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施

・運行管理者

運行管理者講習・・・1回

・整備管理者

整備管理者講習・・・1回

・運転者

次項「6.」参照

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

安全目標を達成すべく、人材育成の教育及び研修について、年間計画を作成し以下のとおり実施しております。

	教育・指導事項	備考	実施日
4月	事業用自動車を運転する際の心構え 労働基準法及び改善基準告知		5月7日
5月	事業用自動車の構造上の特性 乗務中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項		4月23日
6月	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項 ドライブレコーダーの記録による指導		6月20日
7月	救急救命講習 非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い 営業用バスドライバー特別講習	高島市消防本部	7月2日 7月30日
8月	危険予測及び回避	日新火災海上保険	8月17日
9月	健康管理の重要性 ドライブレコーダーの記録による指導		9月14日
10月	運転者の運転適正に応じた安全運転		10月9日
11月	旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意するべき事項		11月27日
12月	バスジャック訓練 異常気象時における対処方法 ドライブレコーダーの記録による指導	滋賀県警察機動警察隊	12月3日 12月13日
1月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 接遇講習	日新火災海上保険	1月12日
2月	主として運行する路線もしくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況		2月19日
3月	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 安全性の向上を図る為の装置を備えた貸切バスの適切な運転方法		3月18日

## 7. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

平成 31 年 2 月に貸切部門各営業所において「輸送の安全に関する内部監査」を実施しました。

監査内容については、経営者が輸送の安全に対し、強い意識を持ち、安全管理体制の構築および改善のために、主体的かつ積極的に取り組んでいることが確認できました。また、平成 30 年 8 月運輸局による輸送安全マネジメント評価にて指摘を受けた事項に関し、内部監査を行った結果、いずれの項目についても改善がなされ、適切な運用を確認できました。

事故・ヒヤリ・ハット情報の収集と有効活用への取組みについては、弱さが見られる為、事故防止に向けた施策の充実・強化を指示しました。

## 8. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

安全統括管理者 こたに ゆたか 小谷 豊 (平成 25 年 10 月 1 日選任)

## 9. 運転者・運行管理者・整備管理者に係る情報(貸切 2 営業所選任)

### ①運転者に係る情報

	マキノ営業所	栗東営業所
運転者 (常勤)	7名 (1名)	4名
運転者 (非常勤)	1名	1名

※ ( ) は兼職

### ②運行管理者に係る情報

	マキノ営業所	栗東営業所
運行管理者	4名 (2名)	4名 (4名)
運行管理者補助者	6名 (6名)	3名 (3名)

※ ( ) は兼職

### ③整備管理者に係る情報

	マキノ営業所	栗東営業所
整備管理者	1名 (1名)	1名 (1名)

※ ( ) は兼職

## 10. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

## 11. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

## 12. 行政処分に関する公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

行政処分の公表 なし

(別紙1)『安全管理規定』全文

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という)の安全管理規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めるものとする。

3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表するものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。



(輸送の安全性に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 この規定における経営の責務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他必要な措置を講じる。
- (3) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (4) 輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切か否か絶えず確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関して事業所を統括し、指導監督を行うものとする。

3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統（安全統括管理者が病気等により不在となる場合および重大事故、災害等に対応する場合を含む。）は、社令に定めるところによる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）

第2条の6の規定に適合する取締役の中から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行う事が輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者の責務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、全社員に対し周知すること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ、必要に応じて、内部監査を行い、経営責任者に報告すること。
- (6) 社長等に対し、輸送の安全を確保するために必要な意見を述べる等改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実績およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長と現場の運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うものとする。

4 自動車事故報告規則（国土交通省令）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の定めるところにより国土交通大臣へ必要な報告または届出を行うものとする。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材教育のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、速やかに内部監査を実施するものとする。

3 安全統括管理者は、前2項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営責任者に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方針を検討し、その結果を踏まえ是正措置または予防措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果および改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場  
には、輸送の安全に関する業務の改善に必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講  
じるものとする。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事  
項において更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第 17 条 安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき、毎年度、社外に対し公表すべき事項  
は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標およびその達成状況
- (3) 自動車事故報告規則（国土交通省令）第 2 条に規定する事故に関する統計
- (4) 安全管理規定
- (5) 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置
- (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- (7) 輸送の安全に関する教育および研修の実績状況
- (8) 輸送の安全に係る内部監査の結果およびそれに基づき講じた措置ならびに講じよ  
うとする措置
- (9) 安全統括管理者に係る情報

2 事故発生後における再発防止等行政処分後に基づき、輸送の安全の確保のために講じ  
た改善状況について国土交通省に報告した場合には、その概要を速やかに社外に対し公表  
するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第 18 条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連  
絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営責任者に報告  
した是正措置または予防措置等についてはこれを記録し、3 年間保存しなければならない。

2 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法  
は別に定める。

附則

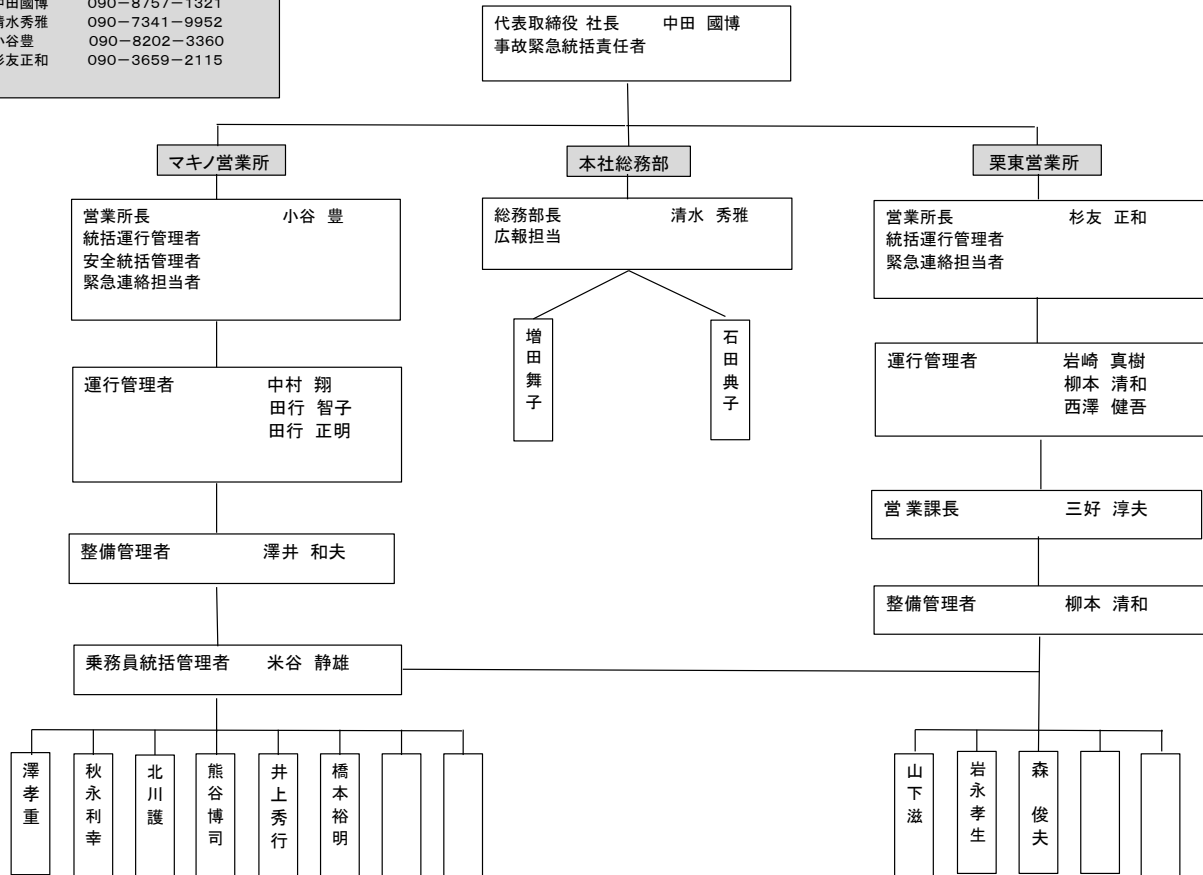
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施工する。

(別紙2) 『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

【緊急連絡先】  
 滋賀運輸支局 (077)585-7253  
 中田國博 090-8757-1321  
 清水秀雅 090-7341-9952  
 小谷豊 090-8202-3360  
 杉友正和 090-3659-2115

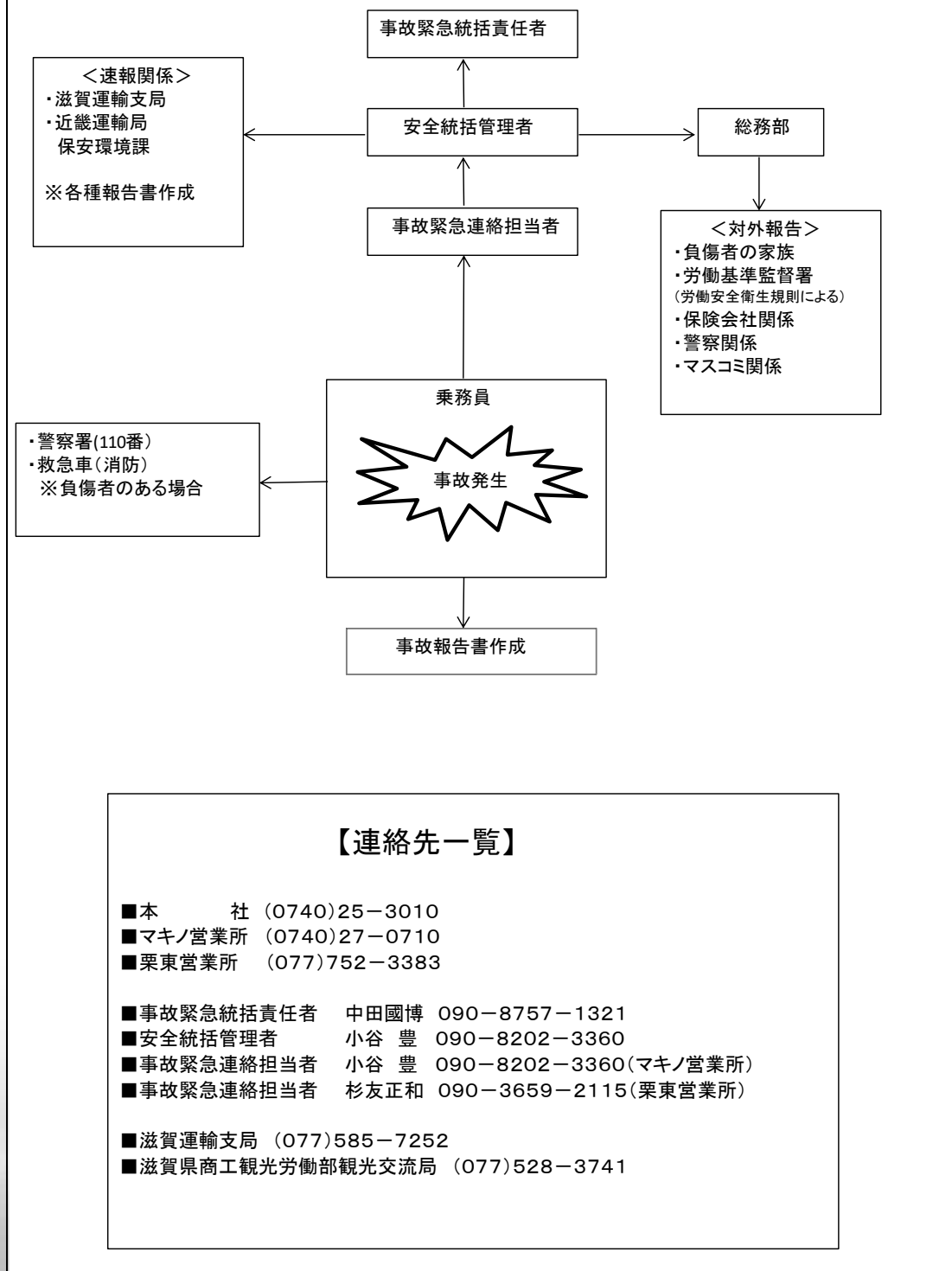
組織図(旅客観光部)

平成31年3月31日 現在



(別紙3) 『事故、災害等に関する報告連絡体制』

## 事故・災害時における報告連絡体制



### 【連絡先一覧】

- 本 社 (0740)25-3010
- マキノ営業所 (0740)27-0710
- 栗東営業所 (077)752-3383
  
- 事故緊急統括責任者 中田國博 090-8757-1321
- 安全統括管理者 小谷 豊 090-8202-3360
- 事故緊急連絡担当者 小谷 豊 090-8202-3360(マキノ営業所)
- 事故緊急連絡担当者 杉友正和 090-3659-2115(栗東営業所)
  
- 滋賀運輸支局 (077)585-7252
- 滋賀県商工観光労働部観光交流局 (077)528-3741